



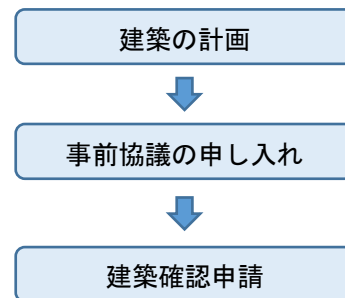
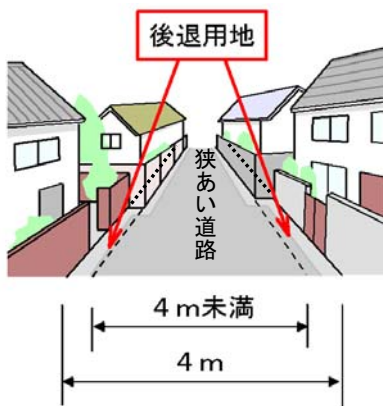
令和5年10月25日
建築安全課

狭あい道路の拡幅等に関する条例が施行されます

条例の施行に伴い、令和6年7月1日から、狭あい道路の後退用地に接する敷地において、建築確認申請前の事前協議の申入れが義務化されるとともに、後退用地に支障物件を設置することが禁止されます。

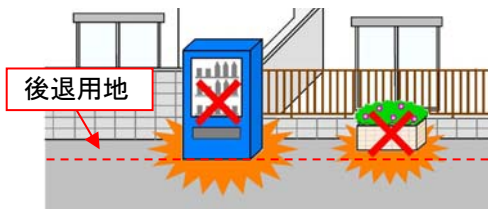
1 事前協議の義務化

建築主は、狭あい道路に接する敷地に建物を建てようとする場合には、建築確認申請を提出する前に、本市と後退用地に関する事前協議が必要になります。



2 支障物件の設置の禁止

狭あい道路及び後退用地に、緊急自動車や日常の通行の支障となるものを設置することが禁止となります。



支障物件の例

- ・プランター
- ・花壇
- ・自動販売機など

3 確保措置

正当な理由なく事前協議の申入れをしない場合（勧告・公表）

後退用地等に緊急自動車の通行の支障となるものを設置した場合（勧告・命令）